

秘

一、本年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務從事ニ適ヒザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件」實施ノ適正ヲ期スル爲内閣ニ經歷調査委員ヲ置キ當該本人ノ經歷ニ關スル調査ニ當ラシムルコト

ニ、右經歷調査委員ニハ左ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコト

内閣書記官長

法制局長官

終戦連絡中央事務局次長 一名

法制局次長

法制局第一部長

内閣官房總務課長

内閣官房人事課長

終戦連絡中央事務局第一部長

内務省地方局長

内務省警保局長

裏面白紙